

事務所通信

-2024年3月号-

神奈川総合労働事務所 特定社会保険労務士 菊間一郎

3

March
2024

「異次元の少子化対策」その後-どう具体化しているのか-

昨年、政府は、「異次元の少子化対策」として「こども・子育て支援加速化プラン」を集中的に取り組むと発表しましたが、その後どう具体化しているのでしょうか。来年度の予算編成作業も終了しているので、今回はこの問題を取り上げました。

併せて、少子化対策に関連する社会保障費や税制の問題も触れたいと思います。

1 児童手当等の給付増

項目	内容	実施時期
児童手当の拡大	<ul style="list-style-type: none">・児童手当の額支給対象を、「高校卒業」まで延長（現在は、中学卒業まで）・所得制限の撤廃（現在は所得制限あり、特別給付を1子5,000円支給）・第3子への給付額を30,000円まで増額・支給回数の増（年3回-4か月ごと-から年6回-2か月ごと-に変更）	2024年12月支給分 から実施予定 (当初は、2025年2月からの予定だったのを前倒し)
出産費用の充実	<ul style="list-style-type: none">・出産費用への保険適用(7割は負担なし。現在は、保険適用外で、健康保険から出産育児一時金が50万円支給)・保険適用の場合の一部負担金(3割)の免除	2026年度 を目途に検討中

2 保育（集団保育）の充実

項目	内容	実施時期				
保育所（保育園）の充実	<ul style="list-style-type: none">・就労していなくても時間単位であづけられる「こども誰でも通園制度」の開始(生後6か月から2歳の子対象。月10時間限度だったが利用枠の拡大を検討中)・保育士の配置基準の改善<table><tbody><tr><td>1歳</td><td>「6対1」から「5対1」へ改善</td></tr><tr><td>4,5歳</td><td>「30対1」から「25対1」へ改善</td></tr></tbody></table>	1歳	「6対1」から「5対1」へ改善	4,5歳	「30対1」から「25対1」へ改善	2023年度からスタートしているが、 2026年度 までに全国展開予定 4・5歳児の配置基準の見直しは、 2024年度 から実施予定
1歳	「6対1」から「5対1」へ改善					
4,5歳	「30対1」から「25対1」へ改善					
学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none">・待機児童解消に向けて受入れ枠を拡大(122万人→152万人)・常勤職員(指導員)の処遇改善	今後3年間 の中で早期に達成するよう取り組む 2024年度 から開始予定				

3 育児休業等の雇用の保障

項目	内容	実施時期
雇用保険育児休業給付金の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・男女で育児休業を取得した場合、給与の8割程度(手取り10割相当)に引き上げ(現行では給与の50%~67%)。 ・出生時育児休業(産後パパ育休)を取得した場合、給与の8割(手取り10割相当)に引き上げ(現行では給与の67%)。 	2025年度から実施予定
育児休業制度のさらなる拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・育休明け(復帰)後の多様な働き方を選択できるようにする(短時間勤務制のほか、始業時刻の変更、テレワークなどの選択制) ・育休明け(復帰)後の時間外労働の制限(残業免除)の申請を小学校就学前まで延長(現行は、3歳まで)。 ・子の看護休暇を、感染症や学校行事への参加にも利用できるよう拡充(併せて、小学校3年までとれるよう改正)。 	2024年度の通常国会で法改正を目指す予定

4 その他

項目	内容	実施時期
年収の壁対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに社会保険に加入した場合(週20時間以上の従業員)の社会保険料の負担を軽減したり、事業主に助成金を支給する。(いわゆる「106万の壁」対策) ・健康保険の被扶養者の収入要件を、一時的な収入増の場合は被扶養者でいられるようにする。(いわゆる「130万円の壁」対策) 	2023年10月から実施中(終了時期は未定)
多子世帯への大学等授業料の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ・3人以上の子どもがいる世帯への大学(含む短大、高専)授業料の無償化(第1子が大学を卒業すると、第2子以下も対象外となる) (上限額あり、授業料は54万円~70万円、入学金は、26万円~28万円) 	2025年度から実施予定
住宅ローン控除(減税)の優遇	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳未満の夫婦・子育て世帯がマイホームを新築・増改築した場合、借入限度額を従前の限度額を維持する(一般には限度額引き下げられる)。 	2024年入居分を実施予定(延長の可否は検討中)
自営業者・フリーランスの育児中の国民年金保険料の免除	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業者・フリーランスの育児中の国民年金保険料を、子が1歳になるまで免除する(現行は、産休中の4か月間だけ女性の免除)。 	2026年度に実施予定